

固定資産の計上漏れ

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容						
<p>一般財団法人大阪府タウン管理財団</p>	<p>下記については、スロープに新しい手摺を設置する10万円以上の工事であり、桃山台(泉北地区)近隣センターの価値を増加させるものであるため、当財団法人の会計規程に基づき資本的支出として固定資産の価額に加算すべきであったが、修繕費として処理されていた。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="724 709 1567 919"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>工事金額</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桃山台近隣センタースロープ手摺設置工事</td> <td style="text-align: center;">1,338,921</td> <td>桃山台近隣センターのスロープの旧手摺を撤去し、新しい手摺を設置する工事。工事金額は撤去費込みの金額。</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	工事金額	概要	桃山台近隣センタースロープ手摺設置工事	1,338,921	桃山台近隣センターのスロープの旧手摺を撤去し、新しい手摺を設置する工事。工事金額は撤去費込みの金額。	<p>【是正を求めるもの】 財務諸表を適正なものにするため、当該工事について、固定資産の価額に加算されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【一般財団法人大阪府タウン管理財団会計規程】 (固定資産の範囲)</p> <p>第44条 この規程において固定資産とは、次の各号をいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区別する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) その他固定資産</p> <p>基本財産及び特定資産以外の固定資産で、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の資産をいう。 (有形固定資産の改良と修繕)</p> <p>第47条 有形固定資産の価値を増加させ、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これを資本的支出としてその資産の価額に加算するものとする。 (以下略)</p> </div>	<p>今回指摘を受けた工事のほか、平成25年度に施工した工事全件を精査し、関係法令及び当財団法人の会計規程に照らし合わせ、資本的支出工事に該当する工事については、平成26年度に固定資産に計上(2,173,500円)すべく修正処理を行った。</p> <p>なお、平成26年度の施工済み工事についても精査を行い、資本的支出工事と修繕工事の区分の修正処理を行った。</p> <p>今後は、関係規程に則って適正な資産管理に努める。</p>
工事名	工事金額	概要							
桃山台近隣センタースロープ手摺設置工事	1,338,921	桃山台近隣センターのスロープの旧手摺を撤去し、新しい手摺を設置する工事。工事金額は撤去費込みの金額。							